

発議第1号

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月14日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	青野 仁志
賛成者	同 上	杉島 久敏
賛成者	同 上	西川 康史

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例
の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改める。

第54条、第55条及び第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。